

平成27年 第11回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 7月 9日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年7月9日

東京都教育委員会第11回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第60号議案及び第61号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第62号議案及び第63号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	竹 花 豊
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	遠 藤 勝 裕

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
指導部長	伊 東 哲
人事部長	加 藤 裕 之
福利厚生部長	高 畑 崇 久
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	粉 川 貴 司
特命担当部長	江 藤 巧
(書記) 総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第11回定例会を開会します。

本日は、山口委員から、所用により御欠席との届出を頂いています。

取材・傍聴関係です。報道関係は毎日新聞社外5社、合計6社、個人は合計9名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影はありません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、竹花委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回6月11日開催の第9回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じます。よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第9回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回6月25日開催の第10回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思います。存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第62号議案及び第63号議案並びに報告事項(2)については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第60号議案及び第61号議案 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の
立案依頼外1件について

【教育長】 第60号議案及び第61号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を都立学校教育部長、よろしくをお願いします。

【都立学校教育部長】 第60号及び第61号議案資料を御覧ください。

東京都立学校設置学校条例の一部を改正する条例の知事への立案依頼及び同条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案を付議するものでございます。

「記」書きの「1 改正内容」を御覧ください。(1) 東京都立学校設置条例の改正内容ですが、都立城東特別支援学校を新設するため、条例別表の特別支援学校の項に名称と位置を追加するものです。

一枚おめくりいただきまして、別紙により学校の概要を説明します。

同校は、平成16年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画に基づき、旧江東ろう学校跡地において平成21年に着工し、その後、地中から油まじりの土壌が確認されたことに伴う対策を挟んで工事を進めてきましたが、同計画で「江東地区第二養護学校(仮称)」としていた校名を「東京都立城東特別支援学校」と定め、このたび、開校の運びとなったものです。

学校の規模は、知的障害教育部門の小学部・中学部、37学級、190人程度となります。

設置場所は、江東区大島六丁目7番3号で、開校予定年月日は、平成28年4月1日です。

ただし、竣工予定が平成28年6月であることから、4月1日の開校後、同年8月まで、すなわち1学期中は、同校の母体校である江東区東陽四丁目11番45号にある東京都立江東特別支援学校に通学し、2学期から大島六丁目の新校舎に通学をするものです。条例でこの旨、附則で規定をいたします。

以下、教育目標、教育課程、施設計画は御覧のとおりです。

1ページにお戻りください。「記」書き1の(2)、城東特別支援学校の新設に伴い、同条例施行規則の別表の特別支援学校の項に名称、障害種別、課程を追加するものです。

条例を都議会に付議する時期は、平成27年第3回都議会定例会です。

施行期日は、公布の日としまして、一部を改正する規則については、条例と同日付で公布をする予定としています。

別添の新旧対照表、改め文も併せて御覧ください。

説明は以上です。御審議の程、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対し、御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 報告事項(1)第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を指導部長、よろしくお願ひします。

【指導部長】 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、報告します。

平成27年3月26日開催の第5回定例教育委員会において、教科書採択に当たっての東京都教科用図書選定審議会に対する諮問事項について決定をしていただきました。

諮問事項については、添付した「27教指管第34号」の写しに示された「記」書き以下の、教科書の採択方針について、教科書調査研究資料について、教科書の採択について、以上の3点です。

諮問事項1点目の教科書の採択方針については、4月23日の教育委員会で報告させていただきました。

2点目の教科書調査研究資料については、6月25日の教育委員会で報告させていただきました。

3点目の教科書の採択については、平成27年6月30日に開催された第3回教科用図書選定審議会において御審議いただき、その審議結果を踏まえて、本日報告させていただくものです。

1枚目を御覧ください。報告資料(1)の「記」書き以下が答申の内容となります。読み上げさせていただきます。

「諮問のあった別添資料「平成28年度使用教科書採択について」は、平成28年度に都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科書採択の資料として適切であると認められる。

都教育委員会は、本資料はもとより、既に答申している「教科書調査研究資料(中学校)」、また、中高一貫教育の特色を踏まえ、各学校の特色を考慮し作成した「都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)教科書調査研究資料」及び生徒の障害の状態や特性等を考慮し作成した「都立特別支援学校(中学部)教科書調査研究資料」等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。」という内容です。

次に、本答申の中で示されている資料について、説明します。

まず、「平成28年度使用教科書採択について」の1ページを御覧ください。都立中学校及び中等教育学校(前期課程)の教科書についてですが、中学校用教科書は、今年度、採択替えを行う年となっており、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、学校の特色や教科等における指導の展開に応じるため、各学校の教育課程の編成の基本方針等を参考にして、これらと関連する事項について教科書の調査研究を行ってきたところです。調査結果の内容は、添付資料の「平成28～31年度使用都立中学校及び中等教育

学校（前期課程）教科書調査研究資料」にまとめさせていただいています。当該調査研究資料から、採択に必要な資料を分かりやすくまとめたものが「平成28～31年度使用都立中学校及び中等教育学校（前期課程）教科書採択資料」です。よろしくお願いします。

「平成28年度使用教科書採択について」の3ページを御覧ください。「2 平成28年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択について」です。

（1）ア、小学部で使用する文部科学省検定済教科書についてですが、平成26年度に採択替えを行い、平成27年度から平成30年度使用まで同一の教科書を4年間採択することとなっています。したがって、平成26年度に採択した教科書と同一のものを採択することとなり、5ページの別紙1に示された採択一覧にあるものを採択（案）とするものです。

3ページにお戻りください。（1）イ、中学部で使用する文部科学省検定済教科書については、今年度は採択替えを行う年であるため、都立特別支援学校（中学部）の生徒の障害の状態や特性等を考慮し、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（病弱）の三つの障害種別に分けて教科書の調査研究を行いました。調査研究の結果については、「平成28～31年度使用都立特別支援学校（中学部）教科書調査研究資料」にまとめています。また、当該調査研究資料から、採択に必要な項目を分かりやすくまとめたものが「平成28～31年度使用都立特別支援学校（中学部）教科書採択資料」です。

視覚障害特別支援学校においては、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習をするため、全盲の生徒が読む点字教科書が出版されているものについては、点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択するものです。

続いて、（2）文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害種別に応じて文部科学省が著作・編集した教科書です。特別支援学校用の小・中学部の教科書目録に登載されている全ての教科書を採択（案）とするものです。

（3）学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）とは、視覚障害のある児童・生徒が使用する点字盤とか拡大盤の教科書のほか、児童・生徒の障害の状態により、検定済教科書や著作教科書の使用が適切でない場合に使用する絵本等の図書

を指しています。絵本等の一般図書については、平成25年度に調査研究を実施しましたが、特別支援学校の児童・生徒にとって適切であるとした図書について、その後、廃盤になったり、今は既に発行されていないものについては除いたものとして、採択（案）として示させていただいています。

今説明した各教科書の採択（案）については、文部科学省の著作教科書については7ページから12ページに記載しています。一般図書については、13ページから41ページに一覧として記載しています。

報告事項については以上ですが、今年度の中学校の教科書採択に当たりまして、東京都教育委員会へ請願が平成27年7月8日までに25件提出されています。また、請願に添付された個人の署名については2,170筆ありました。請願の内容は、事前にお目通しいただいているところですが、請願の主な内容としては、教科書の採択に当たっては、当該校の意向を尊重すること、それぞれの教科書を選んだ理由を明らかにすること等でした。本日は、今報告した請願及び署名の原本のつづりを教育長の机の上に置かせていただきました。今回報告した選定審議会の答申に基づいて、平成28年度使用教科書について及び各種調査研究資料や採択資料等を参考として、今後、教科書を採択していただきますよう、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございますか。

【遠藤委員】 請願の原本を拝見したのですが、請願書の法的な位置付けというか、教育委員会に対する請願ということで、教育委員としては法的にどう受け止めたらよろしいのでしょうか。

【総務部長】 請願制度では、年2回、教科書に限らず、全ての請願について報告をさせていただいていますが、所定の様式にのっとり教育委員会にそれぞれ要望が出されているものです。提出された請願については、扱いが分かれており、初めて出るような請願の内容の場合には、教育委員会で請願の中身について報告をさせていただき、御審議を頂いて回答（案）を決定しています。過去に同種の事例があったものについては、それぞれの内容に応じて、教育長又は事務局の各担当が回答させていただいています。いずれにしても、請願者に対してはきちんと回答するという制度にな

っています。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかに、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、東京都教育委員会としては、今後、報告のありました答申を受けた各種資料を参考にしながら、平成28年度において、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校で使用する教科書の採択を行いたいと思います。なお、請願については、事務局の方で適切に対応していただくようお願いいたします。

参 考 日 程

（１）教育委員会定例会の開催

7月23日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は、7月23日木曜日、午前10時より教育委員会室で開催します。

以上です。

【教育長】 日程その他で何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、非公開の審議に入ります。

（午前10時28分）